

令和6年度 第3回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和6年10月29日（火）
午後6時30分～午後7時30分
いずみプラザ 講座室

協議会次第

- 1 開会
- 2 議題
 - ①国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会委員について（資料1）
 - ②地域密着型サービス事業所の指定について（資料2、3、4）
- 3 報告
 - ①令和5年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について（資料5、6）
 - ②介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について（資料7）
 - ③令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について（資料8）
 - ④隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料9）
 - ⑤その他
- 4 閉会

出席者等（敬称略）

会 長…… 橋本 正明
委 員…… 岡部 正行、干場 薫、青木 千佳子、横田 剛一、北山 奈穂子、
鈴木 さおり、八木 亜希子、清水 桂司、前出 禎造、加地 裕武、
奥山 尚、富井 友子
事務局…… 福祉部長（玉井）、高齢福祉課長（澤田）、地域包括ケア担当課長（土井）、計画・事業推進係長（清水）、介護保険係長（木田）、介護保険担当係長（佐瀬）、相談支援係長（赤嶺）、計画・事業推進係（杉本）、計画・事業推進係（中濱）

1 開会

2 議題

① 国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会委員について（資料1）

橋本 会長… まず、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会委員について、事務局、御説明よろしく申し上げます。

清水 係長… 国分寺市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会の委員の選出について御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。
こちらの委員会は、国分寺市の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について、計画を推進していくため、また、次期計画に反映していくために、市で評価を行う際の御意見を頂く委員会となっております。

介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画と一体的な計画となっており、第9期の評価を行い、第10期の計画策定に向けた準備も行っています。計画の進捗状況に関する評価につきましては、当市の介護保険事業や高齢者保健福祉計画等の状況を考慮し評価していく必要がありますので、介護保険運営協議会の委員から委嘱をすることとされております。設置要綱の第3条に委員の構成があり、委員6人以内をもって組織をします。

任期は3年間で、計画の評価を行うという性質上、令和7年1月から3年後の令和9年12月末までの任期となっております。今期の計画は、令和9年3月末までが計画期間で、実績の数値等をお示しできるのは年度が明けた後になりますので、このような任期の設定となっております。

要綱の第3条第2項に委員の構成についての記載があり、第2項の第1号、第2号、第3号は公募により選出されたお2人の中からお1人ずつ、第4号は、居宅サービス事業者の代表又は施設サービス事業者の代表の中からお1人ずつ、第5号は識見を有する方からお2人となっております。

事務局としましては、第1号委員に岡部委員、第2号委員に横田委員、第3号委員に鈴木委員、第4号委員に八木委員、第5号委員に奥山委員、富井委員に評価等検討委員会の委員をお願いできればと考えております。御了解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

橋本 会長… 以上のような説明でございます。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の評価をする委員会ということで、この出身母体については設置要綱で決まっているところでございます。今、事務局から御紹介がございましたけれども、皆様何か御意見ございますでしょうか。御了解を頂けますでしょうか。

それでは、大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、選出された委員の皆さん、評価・検討についてお願いをしたいと存じます。

② 地域密着型サービス事業所の指定について（資料2、3、4）

- 橋本 会長… それでは、地域密着型サービス事業所の指定について、説明をお願いいたします。
- 木田 係長… 地域密着型サービス事業所の指定についてということで、資料の2から4まで、コンパスウォーク国分寺、グループホームそよ風、サロンデイ国分寺という3つの事業所の指定の更新になります。指定の更新ですので、説明は省略させていただきます。
私からは以上でございます。
- 橋本 会長… 更新の申請ということでございます。それぞれの事業所については、資料を御覧いただきたいと思います。更新ということで御了解いただけますでしょうか。
- 岡部 委員… 前回、7月23日の介護保険運営協議会で、同様の指定更新が審議され、その資料の指定更新申請書写しの收受印の日付が令和6年3月21日付けになっていました。今回の資料を見ても、1件目のコンパスウォーク国分寺の指定更新申請書写しの收受の日付が令和6年3月21日になっております。同じ收受日なのになぜ前回と今回に分かれて議題にあがっているのかというところを確認したいです。指定の有効期間の満了日によって分けているのかなという気がしたのですが、その辺を事務局に確認させていただけますか。
- 木田 係長… お見込みのとおりでして、指定の有効期間の満了日が違うため、今回になっています。
- 岡部 委員… 收受日、提出日は関係ないですね。
- 木田 係長… 指定の有効期間としては、現に受けている指定の有効期間が切れたところから次の更新期間という形になります。
- 岡部 委員… それで同じ收受日でも前回と今回に分かれたということですね。分かりました、ありがとうございます。
- 橋本 会長… そのほか何か御質問ございますか。よろしければ御説明のとおりでありまして、既に事業が進んでいる事業所の更新ということでございますので、御了解いただければと存じます。

3 報告

① 令和5年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について（資料5、6）

- 橋本 会長… 次に、令和5年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について、御説明をよろしく願います。

赤嶺

係長… 事務局、高齢福祉課相談支援係長の赤嶺と申します。私から御報告をさせていただきます。

まず、資料5の事業報告から御説明をさせていただきます。かなり内容がございますので、本日は総合相談を中心に少し絞ってお伝えをさせていただきます。

まず 16 ページを御覧ください。16 ページからは「総合相談支援」ということで、相談についての記載をまとめております。令和5年度は相談件数2万 7,584 件となっております。前年度より少し減少しておりますが、ほぼ横ばいとなっております。対応した相談のうち、全体の9割以上が委託先であります6か所の地域包括支援センターでの相談となっております。地域包括支援センターが地域の相談拠点として認知されているところがこちらから読み取れるかと思えます。

また、新規ケースよりも継続ケースのほうが圧倒的に多く、全体の9割弱が継続ケースとなっております。やはり1回で相談が終わるということは少なく、どの場合も複数回それぞれ対応しているため、このような数字になっていると考えております。

続きまして、17 ページの1-2) 実施形態別件数ですが、こちらはそれぞれ内訳を記載しております。電話での御相談が一番多いところにつきましては、前年度から変更はございません。

その下、世帯別の相談実数につきまして、割合としては独居の方が一番多くなっておりますが、若い世代と同居をしている高齢者を含む世帯というところも3割近くに上っております。同居している家族がいるから支援をする必要がないというよりは、むしろ最近では8050世帯といった世帯の中に複合的な課題を抱えているようなケースも増えており、若い世代が同居しているケースでも支援をそれなりに行っているというところが、こちらから読み取れます。

18 ページには相談内容をまとめております。相談内容につきましては、多い順に1番が「介護保険サービス」、2番が「保健・医療サービス」、3番が「くらしの相談」というところで、こちらの傾向には大きな変動がございません。

続きまして、相談把握経路です。こちらはどこから持ち込まれた相談なのかを計上しており、本人、家族、ケアマネジャーからの相談が多くなっております。また、そのほかのサービス事業所、医療関係からの相談も入っております。高齢者御本人を取り巻く相談者、関係機関からの相談が上位を占めている状況です。

次の20 ページには、「関係機関連絡・連携」をまとめております。一番多いのはサービス機関となっておりますが、行政機関との連携も多い状況

となっております。高齢福祉課が間に入って調整をすることもありますが、最近では地域包括支援センターが直接やり取りすることも増えておりまして、連携が増えております。また、「地域」が連携先として4位になっております。コロナ禍が明け、地域とのつながりが復活してきているような状況がございます。地域包括支援センターのこのような取組から、地域の顔が見える関係ができつつあるのではないかと考えております。

22 ページ以降には権利擁護に関する相談をまとめております。相談件数については、前年度に比べるとやや減少しています。また、成年後見の市長申立てにつきまして、令和5年度の実施はありませんでしたが、下半期に相談が立て続けに入っております、4件調整中というところで年度を終えております。こちらにつきましては、今年度に入ってから順に申立てを実施している状況です。

また、次のページ以降、高齢者虐待について記載をしております、こちらの件数につきましては26件ということで、前年度よりは少し減っておりますが、やはり件数としては一定数ございまして、内訳として警察からの通報が多くなっている状況でございます。

そのほか詳細については、資料をお読みいただければと思います。

続きまして資料6、事業計画を御覧ください。8ページ、9ページの「令和6年度運営方針及び重点施策」につきましては、第9期の計画のポイントに基づいて重点施策を記載しました。9ページ以降に重点施策を5項目記載してございます。まず「地域共生社会の実現」ということで、包括的な相談体制の充実、生活支援体制整備の推進、地域ケア会議の効果的な運営の推進、多職種協働による在宅医療・介護連携の推進と充実というところを位置づけました。

また、10 ページでは、2点目、「介護予防・健康づくり施策の推進と充実」というところを記載しております。

3点目、「認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」につきましては、今年から認知症基本法が施行され、認知症に関する正しい理解促進に取り組むとともに、地域全体での支援体制の構築について記載をしております。

そのほか11 ページでは、人材の確保などの課題について、4点目、「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進」というところで、ケアマネジャーへの支援体制の充実を記載しているほか、5点目、「災害や感染症対策に係る体制整備」というところもまとめております。

13 ページ以降は、こちらの重点施策に基づきまして、6か所の地域包括支援センターの事業計画をそれぞれ記載しております。こちらにつきま

してはお時間のあるときにお読みいただければと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

橋本 会長… ありがとうございます。地域包括支援センターの昨年度の事業報告と、今年度の事業計画ということでございます。何か不明な点や、詳しく説明を頂きたいところがありましたら御発言いただければと存じますが、いかがでございましょう。

干場委員、どうぞ。

干場 委員… 7ページの「地域包括支援センター人員体制」ということで、「第1層コーディネーター」と「第2層生活支援コーディネーター」という言葉が出てきています。9ページにも同じように「生活支援体制整備の推進」というところで、第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターが出てきているのですが、この言葉は資料にも説明が載っていないだったので、どういう意味で第1層と第2層に分けているのか、説明していただけますでしょうか。

赤嶺 係長… 生活支援コーディネーターは、生活支援体制整備を推進する職員と位置づけております。第2層というのは、地域包括支援センターの圏域で、各地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置しております。第1層生活支援コーディネーターにつきましては、市全体の課題や第2層の後方支援等、全体を見る役割となっております。どちらも地域づくりを推進するような役割を中心に担う職員です。

こちらのほうの追記、説明がなく分かりづらくて申し訳ございませんでした。

干場 委員… この言葉はここで初めて出てきた言葉ですか。それとも前にほかの資料でも出ていますか。

赤嶺 係長… この事業計画は、毎年、報告資料として公開していきまして、昨年度もこのコーディネーターの内容について記載をしておりますので、今年度初めて出てきたものではございません。

また、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画書の冊子の資料編165ページで少し説明をさせていただいています。

橋本 会長… 小地域の地域活動と、市全体に関わるところの活動が役割となっているということです。

干場 委員… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画書の165ページには、生活支援コーディネーターということで説明があるのですが、第1層、第2層と分けているところが分からなくて、先ほどの御説明だと第2層は地域包括支援センターの職員、第1層はその上にいる人ということですか。

赤嶺 係長… 第1層は市全体を見るということですので、例えば各地域包括支援セン

ターのエリアでは解決できないような市全体に関わるような地域課題について取り組むというところで位置づけられています。第2層、各エリアの課題や困り事を一緒に考えていくという形で位置づけております。

- 干場 委員… それは位置づけの違いなのか、それとも人が違うのですか。
- 赤嶺 係長… 人が違います。第1層は市の職員で対応しております。
- 干場 委員… 分かりました。
- 橋本 会長… よろしゅうございますか。そのほかいかがでございましょうか。富井委員。
- 富井 委員… 資料6の17ページ、各地域包括支援センターの事業計画というところで、職員配置も記載されています。介護支援専門員が非常に不足しており、特に主任介護支援専門員の資格を引っさる方の配置が難しい中で、事業計画において主任介護支援専門員0人という記載のまま、補足の記載がありません。例えば採用とか、人材育成とか、そういう進捗状況の補足がないまま0人で公表しているというのはどうなのかなと思うのですが、この0人が改善される予定があるのかどうか説明いただきたい。この主任介護支援専門員0人について、補足説明があればお願いします。
- 赤嶺 係長… こちらの地域包括支援センターにつきましては、令和6年3月末で主任介護支援専門員の方が退職をされ、令和6年度当初では配置ができておらず、現状も配置はできていませんが、改善は求めているところです。また同じ地域包括支援センターの中に主任介護支援専門員の推薦資格を持っている職員がおりまして、運営法人の希望もあり、今年推薦をしておりますので、今年度中に主任介護支援専門員が1人内部から養成されます。そういったところも含めて体制の強化について、今後も法人と話をしていきたいと思っております。
- 橋本 会長… 主任介護支援専門員の配置がない。主任でない介護支援専門員の方については、配置されているのですか。
- 赤嶺 係長… 現在この地域包括支援センターには、介護支援専門員が1人配置されています。この方は主任介護支援専門員への推薦資格がございまして、市としては推薦をしています。
- 橋本 会長… 現在、欠員になっていて、見通しとしては、現在配置されている介護支援専門員に主任介護支援専門員になっていただくよう市が推薦するという形ですかね。
- 赤嶺 係長… そうですね。ただ、期間を要しますので、現状欠員となっているところにつきましては、市としましても法人と話し合いを重ねていきたいと思っております。
- 橋本 会長… ありがとうございます。よろしいですかね。そのほか、前出委員。
- 前出 委員… 事業報告の中の17ページの世帯別相談実数で、先ほど赤嶺係長からも

報告がありました。例えばこの高齢者世帯で、地域包括支援センターひかり、なみきと、ほんだ、こいがくぼのパーセンテージにかなり開きがあるのは、どのような実情があるのでしょうか。例えば高齢者を含む世帯についてもパーセンテージのばらつきが非常にありますが、それは国分寺市の中の地域特性があるのでしょうか。

赤嶺 係長… これは、あくまで相談を受けた件数なので、実態とどこまで合っているかというところは分かりかねます。

例えば、地域包括支援センターなみきでは、支援の対象となるケースは8050世帯が多いと聞いています。それがこの世帯別相談実数の、「高齢者を含む世帯（同居）」が35.3パーセントとなっていることに影響しているのかなと思っておりますし、地域包括支援センターほんだはマンションにお住まいの独居の方が多いのかなというところもあります。

前出 委員… そういうことでパーセンテージにばらつきがあるんですね。

赤嶺 係長… ただ、こちらの表は支援をした人の内訳ですので、少し実数との差がある可能性はあります。

地域包括支援センターとも話をしながらその辺の傾向はつかんでいけたらなと思っております。

前出 委員… ありがとうございます。

橋本 会長… 地域特性ということが背景にあるかもしれません。加地委員。

加地 委員… 事業報告の23ページですが、高齢者虐待について、「高齢者虐待ではないと判断または判断には至らなかったケースの内訳」が、中央右側に出ています。2点質問があります。1点目は「不適切」という内訳、これは何を意味しているのか。2点目は「DV・家庭内暴力（疑いを含む）」というのは、DV・家庭内暴力は認定できるけれども、これは高齢者虐待の認定には至らなかったという趣旨のものなのか。仮に家庭内暴力があるという前提だった場合は、それについて何かフォローしているのか、ということについてお伺いしたいと思います。

赤嶺 係長… 「高齢者虐待ではないと判断または判断には至らなかった事例」というところに関しては、虐待をしている側の方が養護者なのかというところで判断をしています。例えば、養護者側が障害や疾患を抱えていて、高齢者の方がお世話をしている状況の場合は、養護者による高齢者虐待という判断には至らないため、そのようなケースにつきましては、この17件に含まれています。また、「不適切」というのは「不適切介護」のことで、適切な介護ができていない場合です。DV・家庭内暴力、不適切介護もこちらに計上していますが、そういった場合でも高齢者虐待ではないから何もしないというところではございません。地域包括支援センターの総合相談で対応する等、市も一緒に検討する中で、引き続き対応しています。

- 加地 委員… ありがとうございます。
- 橋本 会長… 不適切というのは不適切介護ということで、言葉を足したほうがいいかもしれないですね。それから、このDVとか家庭内暴力というのは、これは高齢者虐待に絡んだものになりますという理解ですかね。
- 赤嶺 係長… 養護者がどなたであるかによって高齢者虐待の判断に至らなかったり、高齢者虐待には至っていないが、様々な課題があり、対応しているという形で計上しております。不適切介護の記載につきまして、来年度から修正させていただきます。
- 橋本 会長… 家庭内暴力、虐待の問題は高齢者に限ったところではないので、こういう統計を出していくときに、地域包括支援センターの仕事というのは高齢者に限定し切れなところがあるというのが実態であります。その辺も分かるような資料にさせていただいているところかと思えます。ありがとうございました。
- そのほかいかがでしょうか。事業者の方も現場で何か気がつかれている点や地域包括支援センターへの期待や、何か御意見があれば御発言を。北山委員、どうぞ。
- 北山 委員… 事業計画の7ページ、地域包括支援センターの人員体制についてです。注釈で、括弧の数字は法人の方針で増員して配置とありますが、これは法人によって判断が分かっているのか、業務量で判断しているのか、労務実態は、把握をされているのでしょうか。私の勤める事業所も地域包括支援センターひかりが併設されています。私も細かい部分を把握しているわけではないですが、1人増員したら、その分は法人の持ち出しなのか、労務実態として、これだけの相談件数を受けていて、見合っているのか。我々は、介護事業を行っていて、かなり労働実態というのは多くなります。地域包括支援センターもこれだけの事業をやっていくので、この人員で対応可能なのか、人員を増員しているところとしていないところで業務量に差があるのか、その辺りを教えていただけますか。
- 橋本 会長… 配置の人員に対しての件費は、委託費で出ていますが、それ以上の人員配置を法人としてできるのか、できないのか。あるいは法人として、事業所内の職員もこれに関わっているか、その辺のこともあるかと思えますが、市としての見解はいかがでございましょうか。業務量と人員の配置がいかかかなということかと思えます。
- 赤嶺 係長… こちらにつきましては、業務量も含めて、各地域包括支援センター、事業所での判断となっております。労務状況を市でも聞き取ってはいますが、それ以上の対応は、こちらでは難しいというところがございます。ただ、地域包括支援センターの業務が膨大になっている状況は聞いておりますので、今年度から来年度にかけて、業務量の削減や効率化、簡素化へ向け取

り組んでいることを補足させていただきます。

橋本 会長… 合理化とか生産性の向上というところで、これは介護事業全体で言われているところではありますが、市でも十分把握されていると思います。

そのほかいかがでございましょう。今、地域の中で、地域包括支援センターが機能しているということは、本当によく言われているところがございます。それが職員の人員と業務量との関係で負担になっているということも確かではありますが、逆の面からすれば地域のために非常に役に立っているという視点もあるわけでありまして、よろしゅうございますでしょうか。

では、昨年度の事業報告と今年度の事業計画はこのようなことで、御報告いただいたということにさせていただきます。

② 介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について

橋本 会長… 続きまして、介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況についてということで、事務局、御説明をよろしくお願いいたします。

木田 係長… 資料7を御覧ください。

まず、この表について、国分寺市の調整済み重度認定率、調整済み軽度認定率、各サービスの受給率、第1号被保険者1人当たりの給付月額等のデータを全国平均等と比較することで、国分寺市の状況を把握して考察するものでございます。例年近隣市の立川市、小金井市を比較地域として設定して、データの比較をしています。

内容について、資料7の右側に書いてあるような分析をしていますが、特徴的なところを簡単に御説明させていただきます。

まず調整済み認定率について、調整済み認定率全体で見ますと、全国平均とほぼ同じですが、調整済み重度認定率については、令和4年度の数値では0.5パーセント全国よりも低くなっておりまして、軽度認定率は逆に0.5パーセント全国平均より高くなっているという状況です。

次に、受給率については、在宅サービスは全国平均とほぼ同じ、施設サービスは令和5年度全国平均に比べて0.8パーセント低く、居住系サービスは全国平均に比べて0.9パーセント高くなっているという状況です。

次に、受給者1人当たりの給付月額については、全国平均、都平均のいずれの数値よりもやや低い数値になっていますが、毎年少しずつ増加している状況です。

国分寺市全体としては、調整済み認定率の状況や、サービスの受給状況において施設サービスの利用がやや少ないといったような状況を見ますと、全国平均と比べ、やや軽度の方が多く、在宅で生活されて、サービス費はやや少なく済んでいる状況であると考えております。引き続き適切なサービス利用について、情報提供に努めながら、市の状況を継続して確認して

いきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上となります。

橋本 会長… 立川市と小金井市との比較のデータも出していただいておりますが、何かその辺で特徴はありますか。

木田 係長… それほど大きな差はございません。地域的に近いというのもございますし、そこまで両市と大きな差があるという状況は見受けられないと考えております。逆に言うとそれを確認することで、国分寺市において特異な状況があるわけではないというところを確認しております。

橋本 会長… ありがとうございます。何か御質問ございますでしょうか。平均的だということが保険者としての国分寺市の感想ということでございます。御報告いただきました。何か細かいところでも結構ですが、御質問いただければと思います。どうぞ、岡部委員。

岡部 委員… 調整済み認定率の定義が一番下に書いてあるのですけれども、例えば国分寺市の調整済み認定率と、通常の認定率の乖離を見ると、全国平均と比較して国分寺市のほうが、乖離が大きいのです。この文章を読んだだけでは分からないのですが、全国平均と比較して乖離が大きいということはどういうことなのですか。調整済み認定率の値を基に、最終的に受給率、受給額を出していると思うのですが、認定率が国分寺市では 20 パーセント台であるのに、調整済み認定率は 16 パーセント。全国平均は認定率が 18 から 19 パーセントなのに調整済み認定率は 16 パーセント。全国平均に比べて乖離が大きいですが、その辺はどういう分析をしているのですか。

橋本 会長… 調整済み認定率について簡単に御説明いただいて、今の御質問にお答えいただけますか。

木田 係長… 調整済み認定率は高齢者の方が多いと高く、通常の認定率だとどうしても重度で、介護が必要な方の割合が多くなってしまい、認定率は高く出るということだと思います。性別というところも加わってきていて、この乖離が大きくなっている理由を明確に分析できていない状況ではあります。

橋本 会長… 乖離が大きいと判断されますかね。いかがですか。

岡部 委員… 先程の説明では、国分寺市は軽度の方が多いために受給額は最終的に低いのだという言い方をされていたのですが、その辺がこの表からどうやって見るのか分かりづらかったので質問させていただきました。

木田 係長… 軽度の方が多いというのは、表の上から4行目の調整済み軽度認定率の数字が全国平均より少し多く、その1つ上の行の調整済み重度認定率が全国平均より少ない。条件を様々そろえて比較したときに、軽度の方の割合が国分寺市は全国平均に比べると多いと考えています。その結果として、

全国平均よりはやや受給率や給付月額が抑えられている。明らかというほど差はなく、おおむね同じという中で、やや低いレベルだと認識です。

岡部 委員… ありがとうございます。

橋本 会長… やはり地域特性、地域差はあるのが当たり前でして、全国になれば地方と都市部では違いますし、それはある意味では東京都内でも同じようなことが言えるわけです。要するに国分寺市の実態としては、こういう状況だと御理解いただければと思います。

③ 令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について（資料8）

橋本 会長… 次に、令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について、この交付金等の内容についても御説明を含めて御報告いただければと思います。事務局、よろしく願いいたします。

清水 係長… 資料8を御覧ください。

交付金の制度概要ですが、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組を支援するため、国から交付される交付金で、客観的な評価指標により、市町村が達成状況の自己評価を行って、その結果に応じて交付額が決定する財政的な報奨です。

平成30年度より、保険者機能強化推進交付金が制度化され、さらに令和2年度には介護予防や健康づくりなどに資する取組を重点的に評価するため、介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

令和6年度の評価結果につきましては、令和5年度中の取組により評価が行われ、保険者機能強化推進交付金は配点400点に対して187点で、得点率は46.8パーセントとなっております。介護保険保険者努力支援交付金は配点400点に対して166点で、得点率は41.5パーセントとなっております。表にありますとおり、26市平均より得点が低くなっておりますが、市町村ごとの人口規模や地理的条件、地域資源、職員体制、取組の優先度などにかかわらず、全国一律の評価指標により評価をしていること、また、評価指標の多くは市町村ごとの自己評価によって行われていることから、国分寺市は他市と比べて厳しく評価しているということも挙げられるといった点を補足させていただきます。

令和6年度の交付金額は、保険者機能強化推進交付金が742万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金が1,641万5,000円、合計で2,384万3,000円となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

橋本 会長… 介護保険の機能を強化していくための国による交付金ということであり

ます。拝見すると、26市の平均と国分寺市の得点差が気になりますが、委員の皆さんから御質問はございますか。感想でも結構でございますが、いかがでございましょう。

前出 委員… かなり差がありますね。「介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について」の全国平均は本当に差が出ないのだなと思ったのですが、このインセンティブ交付金については、いくら厳しくつけても、というくらい差が出ているのが気になります。26市が64ポイントで、国分寺市が44ポイント、結構な差だと思ったのですが、その辺はいかがですか。

橋本 会長… 事務局よりもう少し丁寧に御説明を頂ければ。

清水 係長… 国分寺市は様々な取組を行っておりますが、なかなか国の指標と合致しないところもあります。特に取組が遅れているということではございませんが、例えば課題の分析、点検、見直しなどを行っていることで点数がつくということもありまして、それをうまく指標に合致させながら、得点を上げていくことが必要と思っております。そのあたりが課題であり、26市の取組と差が出ている原因と認識しておりますので、今後改善していきたいと考えております。

岡部 委員… 国分寺市としては、この26市の平均の交付金よりも、多くもらおうとか、そういう姿勢みたいなのはないのですか。むしろ国には頼りたくないという考えなのですか。単純に市民としては、国からもらえるのであれば多くもらったほうがいいのかという気がするのですが、事務局、どうでしょうか。

澤田 課長… こちらの交付金につきましては、第1号被保険者、65歳以上の方が納める保険料の財源の一部として活用させていただいております。市としては先ほど委員がおっしゃったような、謙虚な姿勢で国から交付金をもらわないように、と考えているわけでは決してございません。やはり財源として交付金を多く得られれば、その分、被保険者の方の負担を低減することができますし、少しでも多く交付を受けることに越したことはないというところです。

実は前年度、令和5年度の交付金については、この得点率の順位がむしろ高いほうにございました。それが令和6年度、御覧いただいたとおりの結果ということで、平均よりもかなり下になってしまったという現状がございます。これにつきましては、評価指標の大幅な見直しが行われ、これまでの評価票と比べると、アウトプット・アウトカムという表現があるのですが、結果について公表したり関係者で共有をして、そこで初めて指標に該当するということがあります。今回、介護保険運営協議会の資料としてお出ししたのもその一環でございまして、今回このような結果でした

と委員の皆様も含めて知っていただいて、現状と今後の取り組みを、協議会の皆様と共有してやり取りさせていただくことで、また新たな目標を定めて次年度につなげていくという取組が必要になるということです。そういった部分に国が重きを置いたのですが、国分寺市が、事業の成果の公表であったり共有であったりという取組が足りておらず、こと介護保険努力支援交付金に至っては、昨年度までは上位 10 パーセントに行くぐらい成績はよかったのですが、今期はむしろ下から数えたほうが早いぐらいの順位に落ちてしまった。では1年間で市の取組が急速に減速したのかと、そういうことではありません。

ただ、交付金の指標に該当するような取組に至っていなかったという部分がありまして、指標が変わったところに対応し切れていなかった部分があったということでございます。先ほど申し上げたとおり、財源としては確保したいという意向は市にございますので、こちらの取組は継続しつつも、より国の指標に沿う形で取組を、できるところからやっていきたいと考えております。

ただ、交付金を得るために本来市が目指していないところに施策をねじ曲げるような方針とは違いますので、あくまで市の施策による方向で、ある程度点が取れるような形に向かっていきたいという意向で現在、考えているところでございます。

橋本 会長… 指標が変わったというのはつらいところですよ。昨年度の資料があると委員の方の受け止め方も違ったのかもしれませんが、これはこれで受け止めたいと思います。

何か御感想等ある方いらっしゃいますか。とにかく国はいろいろ誘導してきて、標準化をしていくということかと思えますけど、そんなことを踏まえて来年度の報告では、この辺が改善していることになるだろうと思いますが、皆さん御了解いただけますでしょうか。では、来年に期待したいと思います。

④ 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料9）

橋本 会長… それでは隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について、これも事業所の紹介だけをしていただきませんか。事務局、よろしく願いいたします。

木田 係長… 資料9を御覧ください。

こちらは、国分寺市民の方が、市外の地域密着型サービスを利用する際の必要な手続をとらせていただいたという案件になります。事業所としては2件で、ファミリーケア府中さくら物語とアシストケアという事業所になります。こちらの詳細な説明については省略させていただきます。

以上でございます。

橋本 会長… 国分寺市民の方が、ほかの市にある事業所を使わせていただくということの指定の手続きであります。では、2件について御報告いただいたということにさせていただきたいと存じます。

⑤ その他

干場 委員… 先ほど、質問の機会を逸してしまいましたが、よろしいですか。

橋本 会長… どうぞ。

干場 委員… 資料5の令和5年度国分寺市地域包括支援センター事業報告の34ページに、認知症サポーター養成講座を実施したということで、日程、対象、参加人数、担当包括が書かれています。その中に対象が小学生になっているのが、3回ありまして、最近ヤングケアラーの問題が指摘されているのに、小学生が認知症サポーター養成講座を受けるというのは適切なのか。どういう趣旨だったのかなと、気になりました。対象が中学生になっている回もあるのですが、何かあればお願いします。

橋本 会長… 中学生、小学生が認知症サポーター養成講座を受けて、小学生がサポーターになるということはあるのかどうか、意図について少し御説明いただけますか。

赤嶺 係長… こちらは認知症基本法にもありますが、認知症に関する正しい知識や理解の促進というところでは、小学生も含めて若い世代への理解を求めています。小学生用のテキストもございまして、大人と同じものではなくて、講座の時間も短く、授業の中でも行っていただけるよう対応しております。今年度も既に実施しているところです。趣旨としてはそういった若い世代へ理解していただくというところを目的に実施をしているところでございます。

干場 委員… 分かりました。どうもありがとうございました。

橋本 会長… 講座の反響というか、小学生からの声がもし事務局に届いていればお願いします。

赤嶺 係長… アンケートを記載していただいているのですが、分かりやすかったとか、おばあちゃんに会いたくなりましたとか、講座をきっかけに御自身と御家族のことを考えるということもあるようです。内容をこの場で詳しくお伝えできるようにまとめてきていないのですが、いただいたアンケート結果の集計は行っています。

橋本 会長… 法律ができたことでありまして、市民の方の理解を深める取組を行う、そしてそれは子どもの頃からという、意図はそういうことかと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

4 閉会

橋本 会長…

それでは、これで閉会させていただきます。ありがとうございました。